

第97回 定時株主総会

招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

東京都港区赤坂一丁目11番30号
赤坂一丁目センタービル
13階 本社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
連結計算書類	47
計算書類	50
会計監査人の監査報告	53
監査等委員会の監査報告	59

株式会社 ニッチツ

証券コード：7021

証券コード 7021
2022年6月13日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番30号
株式会社 ニッチツ
取締役社長 廣 瀬 靖 夫

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る昨今の状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、ご来場をお控えいただき、極力、書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。

なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目11番30号
赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第97期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) に掲載しております。

① 連結注記表

② 個別注記表

なお、当該ウェブサイト掲載事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類であります。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用と受付付近に設置しますアルコール消毒液の使用をお願いいたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただく場合もございますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたくださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

XXXXXXXX 年 XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（郵便用）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

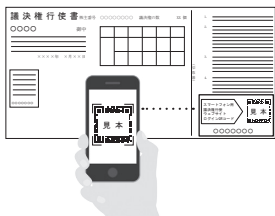
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

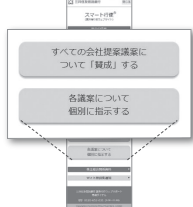
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

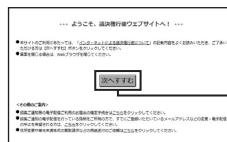
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図りつつ、業績に裏付けられた配当を安定的に継続することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び当社を取り巻く経営環境並びに今後の各事業分野における競争力強化等のための設備投資の必要性等をも勘案の上、次のとおり、1株につき15円（年間配当金は中間配当金15円と合わせ1株につき30円）とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|---------------------------------------------|---------------|
| (1) 配当財産の種類
金銭 | |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 | 総額31,945,725円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日 | |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">3</p> <p>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、各候補者はその資質・実績面から勘案して当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会出席回数
①	再任 松原 祐生 <small>まつばら ゆうせい</small>	代表取締役副社長 管理本部長	12回／12回
②	新任 艸薙 望 <small>くさなぎ ぼう</small>	顧問	-
③	再任 松井 慎一 <small>まつい しんいち</small>	常務取締役 資源開発本部担当 兼管理本部付	15回／15回
④	再任 堤 清治 <small>つみ せいじ</small>	取締役 ハイシリカ事業本部長	15回／15回
⑤	再任 大石 源太郎 <small>おおいし げんたろう</small>	取締役 機械本部長	15回／15回
⑥	再任 土屋 裕一 <small>つちや ひろかず</small>	取締役 管理本部総務部長	15回／15回

(注) 1. 各候補者の当社における地位及び担当は本総会時のものであります。

2. 松原祐生氏の取締役会出席回数は、2021年6月29日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	<p>【再任】 <small>まつばら ゆうせい</small> 松原 祐生 (1960年10月10日生)</p>	<p>1984年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行 2009年4月 (株)みずほコーポレート銀行金融法人第一部長 2012年4月 (株)みずほ銀行執行役員金融・公共法人業務部長兼証券部長 (株)みずほコーポレート銀行執行役員金融・公共法人業務部長 2014年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員営業担当役員 2016年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員大企業・金融・公共法人カンパニー特定業務担当役員 (株)みずほ銀行常務執行役員大企業・金融・公共法人部門共同部門長兼営業部店担当役員 2017年6月 (株)ヤナセ取締役専務執行役員 2021年6月 当社代表取締役副社長管理本部長(現任)</p>	700株
<p>(取締役候補者とした理由) 松原祐生氏は、2021年に当社代表取締役副社長に就任以来、豊富な経験と知識を活かし経営の中枢を担うとともに、強いリーダーシップを発揮し当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
②	<p>【新任】 くさなぎ ぼう 艸 薙 望 (1965年12月7日生)</p>	<p>1988年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行 2016年4月 (株)みずほフィナンシャルグループアセットマネジメント業務部長 (株)みずほ銀行アセットマネジメント業務部長 2017年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ執行役員アセットマネジメント業務部長 (株)みずほ銀行執行役員アセットマネジメント業務部長 2019年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ執行役員アセットマネジメントカンパニー副カンパニー長 (株)みずほ銀行執行役員アセットマネジメント部門副部門長 2020年4月 アセットマネジメントOne(株)取締役常務執行役員 2022年4月 同社理事 2022年5月 当社顧問(現任)</p>	-株
<p>(取締役候補者とした理由) 艸薙望氏は、金融機関に長く在籍し財務・会計・金融に関する高度な専門知識を有するとともに、環境、社会、ガバナンスについても資産運用業務を通じて培った豊富な経験と知識を有しており、これらを活かして当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断しましたので、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	<p>【再任】 松井 慎一 (1955年8月17日生)</p>	<p>1979年4月 ㈱青木建設入社 2003年12月 ㈱シーザーパークホテルアンドリゾートアジア代表取締役社長 2007年4月 当社管理本部総務部副部長 2007年7月 当社管理本部総務部長 2010年6月 当社取締役管理本部総務部長 2016年6月 当社常務取締役管理本部長兼管理本部総務部長 2017年4月 当社常務取締役管理本部長 2018年4月 当社常務取締役管理本部長兼資源開発本部担当 2019年6月 当社常務取締役資源開発本部担当兼管理本部付（現任）</p>	3,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 松井慎一氏は、2016年に当社常務取締役に就任以来、管理本部長として豊富な経験と知識を活かし管理部門の統括を行った後、2018年からは資源開発本部担当として結晶質石灰石事業の構造改革に努めるとともに、現在は同事業の終了に向けた諸課題に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
④	<p>【再任】 堤 清治 (1959年9月17日生)</p>	<p>1984年4月 山一証券㈱入社 1998年4月 ㈱親和銀行（現㈱十八親和銀行）入行 2012年7月 当社ハイシリカ事業本部管理部長 2014年6月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長 2014年10月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長兼製造部長 2017年4月 当社ハイシリカ事業本部長兼管理部長 2018年6月 当社取締役ハイシリカ事業本部長兼管理部長 2019年4月 当社取締役ハイシリカ事業本部長（現任）</p>	1,800株
<p>(取締役候補者とした理由) 堤清治氏は、ハイシリカ事業本部の管理、製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、同事業本部長、取締役として豊富な経験と知識を活かして当社の企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑤	【再任】 <small>おおいし げんたろう</small> 大石 源太郎 (1953年7月13日生)	1972年4月 ㈱宮住鉄工所入社 1977年1月 当社入社 1993年4月 当社機械本部製造部製造二課課長 2002年10月 当社機械本部船用製造部次長 2004年10月 当社機械本部船用製造部部长 2012年4月 当社機械本部副本部長兼船用製造二部長 2018年4月 当社執行役員機械本部副本部長兼船用製造二部長 2019年4月 当社執行役員機械本部副本部長 2019年6月 当社取締役機械本部長(現任)	1,500株
(取締役候補者とした理由) 大石源太郎氏は、機械本部における船用機器製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、同事業本部長、取締役として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与することができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			
⑥	【再任】 <small>つちや ひろかず</small> 土屋 裕一 (1957年12月24日生)	1983年4月 ㈱青木建設入社 2004年3月 ㈱シーザーパークホテルアンドリゾートアジア入社 2007年9月 当社管理本部総務部課長 2008年4月 当社管理本部総務部次長 2016年4月 当社管理本部総務部副部长 2017年4月 当社管理本部総務部長 2020年6月 当社取締役管理本部総務部長(現任)	1,400株
(取締役候補者とした理由) 土屋裕一氏は、管理本部総務部において多岐にわたる管理業務について多くの知見を蓄積した後、同本部総務部長、さらに2020年6月からは取締役 同本部総務部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与することができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要は、「3. 会社役員に関する事項(1) 取締役の氏名等(2022年3月31日現在)」(26頁)に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	<p>【再任】 山口 正雄 (1958年5月21日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 1995年4月 当社機械本部管理部課長 1998年4月 当社機械本部管理部管理課長兼経理課長 1999年4月 当社管理本部経理部課長兼関連事業本部付課長 2005年4月 当社管理本部財務経理部次長 2006年6月 当社管理本部財務経理部長 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	2,500株
<p>（監査等委員である取締役候補者とした理由） 山口正雄氏は、1981年に当社に入社以来、財務・経理部門で多くの知見・経験を蓄積した後、2006年からは管理本部財務経理部長として豊富な経験と知識を活かして職務を遂行してまいりました。その経験をもとに、取締役会の監督機能の強化が期待できると判断しましたので、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			
②	<p>【再任】 成田 陸夫 (1956年5月12日生)</p>	<p>1981年4月 旭化成工業㈱入社 2006年12月 旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所合成ゴム製造部長 2011年4月 同社執行役員水島製造所長 2013年4月 同社取締役兼常務執行役員 2016年4月 旭化成㈱上席執行役員 2017年4月 同社常務執行役員兼製造技術統括部部长 2018年4月 同社常務執行役員兼製造統括部部长 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	400株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 成田陸夫氏は、事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識を有しており、引き続きこれらを活かして、特に効率的かつ安定した操業と労働安全衛生の確保や生産拠点におけるリスク管理について専門的な観点から有益な助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	<p>【新任】 はしづめ そういちろう 橋爪 宗一郎 (1959年2月23日生)</p>	<p>1981年4月 旭化成工業㈱入社 2004年5月 旭化成㈱MMAプロジェクト推進部長 2008年7月 PTT Asahi Chemical Company Limited副社長 2009年10月 同社社長 2013年4月 旭化成㈱人財・労務部長 2016年4月 同社上席執行役員（人事担当） 2017年6月 同社取締役 2019年4月 同社取締役常務執行役員（人事担当） 2022年4月 同社顧問（現任）</p>	-株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 橋爪宗一郎氏は、事業会社における業務執行や人材育成及び人事労務施策の立案・推進等の豊富な知識と見識を有しており、これらを活かして特に当社の将来の発展を見据えた人材の確保と育成について専門的な観点から有益な助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 成田睦夫、橋爪宗一郎の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 成田睦夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。
4. 当社は、成田睦夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、橋爪宗一郎氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、山口正雄、成田睦夫の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、橋爪宗一郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。いずれの契約に基づく損害賠償責任の限度額も、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要は、「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)」(26頁)に記載のとおりであります。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	企業経営	財務・会計・ファイナンス	法務・コンプライアンス・リスク管理	人事労務・人材開発	製造・技術	営業・業界知見
松原祐生	●	●	●	●		●
艸薙望	●	●	●			
松井慎一	●		●	●		●
堤清治					●	●
大石源太郎					●	●
土屋裕一			●	●		
山口正雄		●	●			
成田睦夫	●		●		●	
橋爪宗一郎	●		●	●		

(注) 上記一覧表は、各候補者に特に期待する専門性・知見であり、候補者の有する全ての専門性・知見を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
わたべ ひでと 渡部 英人 (1969年8月23日生)	1998年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入所 現在に至る	-株
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>渡部英人氏を社外取締役の候補者とした理由は、弁護士として企業法務分野の豊富な経験と専門的知識を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 当社は、渡部英人氏が所属している弁護士法人星川法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 渡部英人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 渡部英人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 渡部英人氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、渡部英人氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要は、「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)」(26頁)に記載のとおりであります。

以 上

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、コロナの感染動向に一喜一憂しながらも、着実に回復基調を維持しましたが、2月下旬以降のロシアのウクライナ侵攻により、経済の下振れ懸念が高まりました。

そうした中、造船業界では、コンテナ船、バラ積船の海運市況の上昇により、新造船受注が大幅に増加しました。国内造船所の2021年度の受注（日本船舶輸出組合 契約実績）は、1,430万総トン、前年度対比60%増となりました。国内造船所は受注増により先行きの工事量確保のメドを付けたものの、前年度までの受注不振により操業度は低い水準に留まりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、機械関連事業の船用機器は、国内造船所の建造隻数減少により需要は低調に推移しましたが、年度後半には、国内造船所の受注積み上げを反映して需要に底打ちの兆しが見られました。産業機器は、水力、風力発電等の重電関連に需要が見られました。資源関連については、半導体、情報関連分野の需要が堅調に推移しました。賃貸ビル業においては、都内オフィスビルの平均空室率は年度末にかけてようやく上げ止まりの兆しが見られましたが、賃料は引き続き下落傾向にあります。

このような状況の中で、当社グループは、機械関連事業においては、船用機器は国内造船所の建造隻数減による工事量減少に対応して生産体制のスリム化、業務効率化を進めるとともに、スポット工事の積極的な取り込みに努めました。産業機器は、水力、風力発電等の重電関連工事の取り込みに努めました。資源関連事業のハイシリカ（精製珪石粉等）部門においては、堅調な半導体封止材向け需要に応じて増産するとともに高付加価値製品への生産シフトを進めました。一方結晶質石灰石部門は、これまでの収支改善の取り組みにも拘わらず赤字が続いてきたことに加えて、鉱石の白色度の低下等により業績が一段と悪化したことから、事業継続することは困難との判断に至り、事業を終了することを決定しました。このように全事業部門を通じて、売上高の確保とコスト削減、業務の効率化等による収益力の強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,856百万円（前連結会計年度比7.3%減）、営業損失は57百万円（前連結会計年度は99百万円の営業利益）となりましたが、中国合弁会社持分の譲受等に伴う持分法による投資利益115百万円を営業外収益に計上したこと等から経常利益は47百万円（前連結会計年度比53.6%減）となり、結晶質石灰石事業の終了に係る事業構造改革費用309百万

円を特別損失に計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純損失は121百万円（前連結会計年度は82百万円の当期純損失）となりました。

事業別の状況

次の表のとおりであります。

事業別の売上高・受注高

	単 位	機 械 関 連 事 業	資 源 関 連 事 業	不 動 産 関 連 事 業	素 材 関 連 事 業	売 上 高 計	受 注 高
前連結会計年度 (第96期)	百万円	5,472	2,193	145	661	8,473	5,389
当連結会計年度 (第97期)	百万円	4,575	2,408	129	743	7,856	5,595
前連結会計年度 比増減率	%	△16.4	9.8	△11.0	12.3	△7.3	3.8

(注) 受注高は、機械関連事業及び素材関連事業の受注高を記載しております。

① 機械関連事業

船用機器については、船殻ブロックはスポット工事の積極的な取り込みにより、受注は前年度並みを確保し、売上も若干の減少に留まりましたが、ハッチカバーは年度後半から次年度以降納期の受注が増加したものの、売上が前年度比で大幅に減少し、工事量不足による原価単価上昇により大幅赤字となり、船用機器全体としても大幅な赤字となりました。産業機器は、年度後半の持ち直しにより、受注は前年度を上回りましたが、年度前半の工事量不足による原価単価の上昇により赤字となりました。

この結果、機械関連事業全体では、売上高は4,575百万円（前連結会計年度比16.4%減）、営業損失は143百万円（前連結会計年度は4百万円の営業利益）となりました。

② 資源関連事業

結晶質石灰石部門は、7月以降採掘原石の白色度低下の影響により前年度比で減収となり赤字が拡大しました。半導体封止材などの原料であるハイシリカ（精製珪石粉等）部門は、半導体関連需要が引き続き堅調に推移しました。インドでの新型コロナウイルスの感染拡大に伴うロックダウンの影響に

よる原石の入荷遅延や品質のバラツキ発生への対応により原料費が上昇しましたが、高単価製品の売上増などにより前年度比では増収増益となりました。

この結果、資源関連事業全体では、売上高は2,408百万円（前連結会計年度比9.8%増）、営業損失は14百万円（前連結会計年度は17百万円の営業損失）となりました。

③ 不動産関連事業

賃貸ビルの一部テナントの入れ替わりに伴う稼働率の低下等により売上高が129百万円（前連結会計年度比11.0%減）、営業利益は44百万円（同31.8%減）となりました。

④ 素材関連事業

耐熱塗料の売上高は、工業用の減少を輸出増で補い、前年度比で増収増益となりました。ライナテックス（高純度天然ゴム）関連の売上高は、新規顧客及びセメント業界向けを中心に大きく伸ばし、前年度比で増収増益となりました。

この結果、素材関連事業全体では、売上高は743百万円（前連結会計年度比12.3%増）、営業利益は52百万円（同17.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は454百万円（完成ベース）（前連結会計年度比114.8%増）であります。その主なものは、機械関連事業の松浦工場の生産体制の整備拡充及び資源関連事業のハイシリカ部門における高付加価値製品増産を目的とした設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金にて賄い、金融機関からの長期借入は実施しておりません。なお、当連結会計年度中に返済した長期借入金は40百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 2018年度	第95期 2019年度	第96期 2020年度	第97期 2021年度
受 注 高(百万円)	6,107	6,626	5,389	5,595
売 上 高(百万円)	8,424	9,015	8,473	7,856
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) 又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	55	40	△82	△121
1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失(△)	26.39	19.73	△39.85	△58.65
総 資 産(百万円)	15,354	15,189	15,298	14,986
純 資 産(百万円)	11,106	10,904	10,940	10,860

(5) 対処すべき課題

世界経済は、回復基調が続くものと予想されていましたが、ロシアのウクライナ侵攻が下振れリスクを極めて高くしました。国内造船所は新造船受注が昨年大幅に積み上がったことから、今後、建造隻数が増加していくものと見込まれるものの、資材価格の上昇が収支を圧迫することが予想されます。半導体関連需要は、引き続き堅調に推移するものと思われま

す。当社グループは、上記事業環境のもと、次の課題に取り組み収益力の強化と安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

- ① 機械関連事業の舶用機器については、今後増加が見込まれる工事量に対応した生産体制の整備を進めます。産業機器部門では、水力、風力発電関連等の工事獲得に努めるとともに収益力の改善に努めます。
- ② 資源関連事業のハイシリカ部門では、旺盛な半導体関連需要に応えるため増産に努めます。世界的に原料のシリカ原石確保が難しくなっており、調達先の多様化による原石の安定調達に注力します。国内工場では高付加価値製品への生産シフト、汎用品については海外生産委託を進めます。
- ③ 資源関連事業の結晶質石灰石部門は、計画に沿って事業終了の作業を進めます。
- ④ 設備の老朽化が進んでいることを踏まえた設備更新、生産合理化、設備増強等の投資を長期計画に基づき着実に進めます。
- ⑤ 当社の将来の発展を見据えて、人材の確保と育成に努めます。

(6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	主要製品等
機械関連事業	舶用機器の設計・製作、空気予熱機ほかの一般産業機械等の設計・製作、プラント関連機器の製作及び機械装置の据付・施工・監理
資源関連事業	結晶質石灰石の採掘・加工・販売、珪砂の仕入・販売、砂利・砂・碎石の仕入・販売及びハイシリカの製造・仕入・販売
不動産関連事業	賃貸ビル業
素材関連事業	耐熱塗料の製造・販売及びライナテックスの仕入・加工・販売

(注) 2022年3月17日開催の取締役会において、資源関連事業のうち結晶質石灰石事業を終了すること（同年9月30日を予定）を決議しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京熱化学工業株式会社	30百万円	100.0%	耐熱塗料の製造・販売
三扇機工株式会社	20百万円	100.0%	ライナテックスの仕入・加工・販売及び製缶、機械の製造・販売
株式会社ミンクス	10百万円	100.0%	コンピュータによる情報処理、各種コピーサービス、OA機器等の販売

③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」（17頁から19頁まで）に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都港区赤坂一丁目11番30号
工 場	長崎県松浦市、長崎県佐世保市江迎町、長崎県佐世保市鹿町町
事 業 所	埼玉県秩父市
営 業 所	埼玉県秩父市

② 子会社

会 社 名	区 分	所 在 地
東京熱化学工業株式会社	本 社	埼玉県川越市
三扇機工株式会社	本 社	埼玉県秩父市
株式会社ミンクス	本 社	長崎県松浦市

(9) 企業集団及び当社の使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
機械関連事業	185名	10名減
資源関連事業	96名	6名増
素材関連事業	38名	-
全社（共通）	8名	2名減
合計	327名	6名減

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
285名	6名減	45.8歳	12.5年

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	300
株式会社りそな銀行	220
株式会社常陽銀行	220
株式会社十八親和銀行	150
株式会社池田泉州銀行	100
株式会社名古屋銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社日本政策投資銀行	40

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,520,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,130,000株 |
| (3) 株主数 | 1,587名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	105,700	5.0
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	102,300	4.8
旭 化 成 株 式 会 社	100,000	4.7
扇 栄 会	90,700	4.3
株 式 会 社 常 陽 銀 行	80,400	3.8
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	80,300	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託・株式会社池田泉州銀行口）	74,500	3.5
株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン	60,000	2.8
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	57,600	2.7
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	57,322	2.7

(注) 持株比率は自己株式（285株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。なお、株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式57,600株は、自己株式に含めず計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	5,150株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3（2）②取締役の報酬等」（30頁）に記載しております。なお、上記交付株式のうち、550株は金銭換価し、換価処分金相当額を対象者に交付しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 瀬 靖 夫	
代表取締役副社長	松 原 祐 生	管理本部長
常務取締役	松 井 慎 一	資源開発本部担当兼管理本部付
取締役	堤 清 治	ハイシリカ事業本部長
取締役	大 石 源 太 郎	機械本部長
取締役	土 屋 裕 一	管理本部総務部長
取締役 (常勤監査等委員)	山 口 正 雄	
取締役 (監査等委員)	川 崎 俊 之	
取締役 (監査等委員)	成 田 睦 夫	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）川崎俊之、成田睦夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）の山口正雄氏は、長年にわたり当社の財務経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山口正雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）川崎俊之、成田睦夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。
2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	石 黒 正 浩	機械本部副本部長（船用部門統括） 兼船用製造二部長
執 行 役 員	山 本 宏	管理本部財務経理部長兼経営管理部長
執 行 役 員	岩 佐 俊 雄	機械本部副本部長（陸機製造部統括） 兼陸機製造部長

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会で審議の上、その助言・提言を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき決定したことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当社の取締役に對する報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定にあたっては、役位毎の職責に応じた適切な水準を維持することを方針とする。具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（連結業績連動報酬、事業本部業績連動報酬）及び株式給付信託報酬で構成し、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。

(ロ) 固定報酬の額または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬は、役位毎に定めた報酬ランク、在任年数により、業績等も勘案のうえ、報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえた個人別の報酬を決定し、月例で支給する。

(ハ) 業績連動報酬等の業績指標の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標の目標に対する達成度合いに応じた報酬とし、監査等委員を除く取締役に対し、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額の1/12を、固定報酬に含めて月例で支給する。目標となる業績指標は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき、適宜、見直しを行う。

- (二) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

報酬と株式価値との連動性の明確化を図るため、監査等委員を除く取締役に対し、信託を通じて取得された当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭について、原則として取締役の退任時に、株式報酬として付与する。付与する株式数及び金銭は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき取締役会にて決議した役員株式給付規程に従い、役員、在任期間に応じて決定する。

- (ホ) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員を除く取締役の報酬の構成は、当社の経営戦略、事業環境、目標達成の難易度、同程度の規模・同業種の企業の報酬水準等を考慮し、役員に応じて、報酬諮問委員会の助言・提言内容を踏まえ、適切に設定する。なお、業績連動報酬の割合については一定の水準に固定することはせず、連結経常利益、連結当期純利益、事業本部営業利益により表象される当社グループの業績の拡大に応じて取締役の個人別の報酬等の額に占める業績連動報酬の割合が高くなるよう設定する。

- (ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性、説明責任の強化を図るため、取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、報酬等の内容を決定する。

② 取締役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	102,050 (0)	84,960 (0)	930 (0)	16,160 (0)	7 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	23,760 (12,000)	23,760 (12,000)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	125,810 (12,000)	108,720 (12,000)	930 (0)	16,160 (0)	10 (2)

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額の1/12を固定報酬に含めて月例で支給しております。当該指標を選択している理由は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため適切と考えられるためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標と実績は次のとおりであります。

指標	目標(百万円)	実績(百万円)
2020年度連結経常利益	110	102
2020年度連結当期純利益	70	△82

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬です。上記非金銭報酬等の額には、当該株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))に係る役員株式給付信託引当金繰入額を記載しております。

5. 当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

当該決議に基づき、2021年6月29日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

取締役1名 2,922千円

(ロ) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額2億1,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会及び2021年6月29日開催の第96回定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬（株式給付信託）として、5事業年度毎に当社が8,250万円以内、給付される当社株式数の上限として1事業年度当たり13,200ポイント（役員株式給付規程に基づき、役位等に定まる数のポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算）とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて取締役の退任時に交付等が行われることを決議しております。第96回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動内容

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監 査 等 委 員 会 出席状況	主 な 活 動 内 容 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役 (監 査 等 委 員)	川 崎 俊 之	15 / 15 回	14 / 14 回	<p>事業会社における業務執行や監査業務に関する豊富な知識と見識に基づき、特にコンプライアンスの強化や実効的なガバナンスの構築、事業提携のあり方について、リスク管理の観点等も交え専門的な立場から監督、助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。</p>
社外取締役 (監 査 等 委 員)	成 田 睦 夫	15 / 15 回	14 / 14 回	<p>事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識に基づき、特に設備機械の保全・更新や生産拠点における職場環境の整備・改善について、事業継続性の観点等も交え監督、助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

報酬の内容	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、当社グループ共通の行動規範として別途制定した「企業理念」及び「行動規準」を企業行動の原点と認識の上、職務を執行する。

- ・内部統制システムの整備、推進を図るため、当社取締役及び管理本部総務部長並びに子会社社長をもって構成し、当社取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設け、同委員会の下に財務報告統制、コンプライアンス及びリスク管理の三部会を設置する。

- ・内部統制推進委員会の事務局長は管理本部長または委員等の中から委員長が指名する者が兼任するものとし、必要に応じ委員会の開催を取締役社長の指揮の下、司る。

- ・内部統制推進委員会委員長は、各事業本部及び各グループ会社に「内部統制管理責任者」に任命した役職員を置き、当該事業本部またはグループ会社の構成員が日常業務の中で内部統制に係る意識向上並びにその遵守を徹底するよう努めさせる。

- ・当社グループにおけるコンプライアンスの徹底を図ることを目的に、ニッチグループ・コンプライアンス規程を制定し、同規程に反社会的勢力との関係排除にグループを挙げて取り組む旨を明記するとともに、同勢力との関係排除のための体制を整備する。

- ・法令違反行為等の防止等を目的に、「内部通報規程」を制定し、その窓口として「コンプライアンス部会」の下、「ホットライン委員会」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報その他重要情報については、別途定める文書取扱規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存、管理する。

・株主総会議事録、取締役会議事録、内部統制推進委員会議事録の作成、保存、管理並びに管理本部長または社長が関与する稟議書の保存、管理は、管理本部総務部の所管とする。また、取締役は常時、これらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、保安規程、安全衛生管理規程、販売管理規程、購買管理規程、債権管理規程等を遵守の上、所管する本部内のあらゆるリスクに対する管理責任を負う。

・当社グループにおけるリスク管理の徹底を図ることを目的に、内部統制推進委員会の下にリスク管理部会を設置し、同部会を中心にリスク管理に係る諸問題について適時適切に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、その事業遂行に当たり事業本部制を採用するが、毎年度当初には、事業本部毎の予算策定を行い、以降、四半期毎にこれをレビューするグループ会議（予算会議）を開催するほか、取締役会規則に基づき定期的に、また必要に応じ臨時に取締役会を開催し、経営の健全性と効率性の双方を担保するため、法令、定款及び取締役会規則に定める重要事項の審議、報告を行う。

・当社は、取締役会の決議に基づき重要な業務執行の決定の一部を取締役社長に委任するとともに、取締役社長の意思決定の支援を行うことも目的として、取締役のほか執行役員等も参加する経営会議を設置している。同会議は取締役会決議事項及び取締役社長決裁事項のうちそれぞれ所要のものについて事前に協議するとともに、全社的に情報を共有すべき事項について討議、意見交換を行い、効率向上のための情報共有化等を心がける。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ構成員は、グループ共通の行動規範として定めた「企業理念」、「行動規準」に基づき、「コンプライアンス規程」、「関係会社管理指針」等諸規程に従い、業務を執行する。
 - ・グループ会社は、毎年度当初に、会社毎の予算策定を行い、各代表者は、年度当初並びに四半期毎の予算会議等に参加し、予算並びに業務執行状況の報告を行う。
 - ・グループ会社の役員（取締役、監査役）には、当社役職員も就任し、グループ全体として適正な業務運営が執行されるよう監視できる体制とする。
 - ・当社の内部監査部門である管理本部は、当社監査等委員会及び会計監査人と連携し、各事業本部及びグループ会社の監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助すべき者には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員が協議の上、適任と認められる取締役（監査等委員である取締役を除く。）もしくは管理本部経営管理部、総務部または財務経理部の職員を配置する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・前号の監査等委員の職務を補助する者が、監査等委員から補助すべき業務についての指定を受けた場合においては、当該業務の遂行に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は及ばない。なお、監査等委員の補助を行う使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧ 取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人等は、定期的または必要に応じて取締役会のほか、経営会議、予算会議等の重要会議を通じて担当業務の報告を行うとともに、グループの

コンプライアンス及びリスクに係る情報については、監査等委員も構成員である「内部統制推進委員会」に報告を行う。また、「稟議規程」に基づき管理本部長または社長が関与する稟議書については、その全てを監査等委員会に回覧する。

・使用人は、当社グループ内において法令違反行為等が行われ、または行われようとしていることを知ったときは、直ちに当該法令違反行為等の内容等を報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社及び当社グループ各社は、前号の法令違反行為等の報告をした者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、必要に応じ予算措置を講じ、支払の請求があったときは、法令に従い適切に処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、必要に応じ適宜各事業本部等を往査するほか、取締役、使用人に説明を求めることとし、内部監査部門である管理本部と連携し、また、会計監査人との間で定期的に情報及び意見の交換を行い、その監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとって監査成果の達成を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当事業年度においては内部統制推進委員会を1回開催し、財務報告統制、コンプライアンス、リスク管理について活発な議論、意見交換を行いました。
 - ・グループ役職員を対象にコンプライアンス研修会等を開催し、グループ内コンプライアンス体制及び関連情報の周知徹底、共有や外部講師等を交えての関連テーマの講習を行っております。
 - ・ホットライン委員会については、ポスター掲示によりグループの全従業員に周知を図るとともに、メールや電話での相談・通報も受け付けることとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、内部統制推進委員会議事録その他取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも法令及び社内規程に則り適切に保存、管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク発生の防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてリスク管理規程を整備し、周知を図っております。
 - ・リスク管理を分掌する経営管理部の主導の下、各本部、各子会社が直面するリスクの棚卸と重要リスクを選定するとともに、重要リスクへの対応計画及びリスク対応策の実施状況と結果について内部統制推進委員会で協議の上、取締役会へ報告を行いました。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は当事業年度において15回開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに取締役会規則に定められた事業経営に係る基本的な重要事項を決定するとともに、業務執行取締役から担当業務の執行状況や事業経営課題の解決、改善の進捗状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

・経営会議は当事業年度において14回開催し、取締役会決議事項及び取締役社長決裁事項のうちそれぞれの所要のものについて事前に協議するとともに、全社的に情報を共有すべき事項について討議、意見交換を行いました。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・内部監査については、内部監査規程に基づき経営管理部長が年度毎に監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で監査等委員会と適宜、意見交換を行いながら実施しております。また、これらの監査以外にも、IT全般統制も含めた全社的な内部統制について、管理本部総務部及び財務経理部のスタッフが監査等委員会及び会計監査人と緊密な連携を図りつつ、継続的に評価を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会の職務を補助する組織として経営管理部を置き、同部は監査等委員会の事務局としての役割を担っております。

⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・経営管理部のスタッフが監査等委員会の事務局としての業務を行う場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場で業務を遂行しております。

⑧ 取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員である取締役3名は、当事業年度に開催された取締役会、経営会議、予算会議、内部統制推進委員会の全てに出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況等について報告を受けました。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報規程において、法令違反行為等の報告をした者への不利益取扱いの禁止、他の社員による報復行為を禁止するとともに、報復行為が発生した場合の対応についても明確化しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員会の職務の執行によって生ずる費用については予め予算を確保しており、また、予算に登録されていない費用が発生した場合も会社が全て負担しております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は経営管理部長から監査結果に関する報告を受けるとともに、会計監査人との間では、定期的に情報及び意見の交換を行うほか、監査結果の報告を受けると緊密な連携をとっております。さらに、監査等委員である取締役は取締役会、経営会議、内部統制推進委員会、予算会議等の重要会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、管理本部担当取締役並びに管理本部のスタッフとの間で随時、情報交換会を開催しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業及び素材関連事業の多角化を通じて、当社グループの収益力向上と安定を図るといふ当社の経営にあたっては、豊富な経験と見識、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が必要不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社グループの企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上への取組み

当社は1950年8月、石炭・金属兼業の鉱業会社としてスタートを切り、過去

の蓄積を活かしながら事業を再構築することで、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業、素材関連事業で構成されるユニークな企業に成長するとともに、企業価値の源泉を通じて、いつの時代も企業理念に掲げる「高度な産業生産財を提供し、もって、社会の発展に貢献すること」を実現してまいりました。

今後の当社における企業価値向上の取組みは次のとおりです。機械関連事業のうち舶用機器部門においては、工事量の変動に柔軟に対応できる生産体制を構築するとともに、産業機器部門においては、水力発電、風力発電、製鉄関連等の工事獲得に努め、収益力の改善を図ります。資源関連事業のうちハイシリカ部門においては、旺盛な半導体関連需要に応じて販売増に努めること、加えて、国内工場では高付加価値製品への生産シフト、汎用品については海外生産委託を進めるとともに、精製ノウハウを活用して、超微粉クラスの新品開発に注力します。素材関連事業のうち耐熱塗料部門では、少量多品種に対応するため生産の効率化を図ること、ライナテックスでは、新規顧客の開拓と得意の粉体技術を応用できる案件の受注に努めます。

さらに、これらの取組みを実現するための共通の基盤となる「人材」については、リファラル採用等に取り組みとともに、地域社会の皆様との間に確立した「パートナーシップ」も活かし、地域高校生に就業体験の機会を積極的に提供するほか、海外実習生の受入れも計画的に推進し、「人材の育成と確保」に努めます。また当社の設備については、企業価値の維持・向上のために引き続き計画的な更新を進め、効率的かつ安全な操業の確保に努めます。

最後に、鉱山の開発・運営を祖業とする当社においては、鉱害対策と環境保全は企業の重要な社会的責任と認識しています。金属鉱山には重金属成分等を含む坑廃水が流出する恐れがあり、操業期間中はもとより、閉山後も企業が存続している限りは坑廃水処理を義務付けられております。このため当社は、坑廃水による鉱害防止と環境保全に努めており、地域社会をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の維持・強化を図ります。

上記の取組みを鋭意推進することで主要な経営指標の改善・向上に努め、当社の企業価値のみならず株主共同の利益の確保・向上を実現していく所存です。

② コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスの充実を、経営の最重要課題の一つと認識し、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2021年12月23日）をご参照ください。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

① 本プランの目的

当社は、2021年10月20日開催の取締役会において本プランの導入を決議し、2021年12月23日開催の臨時株主総会における承認に基づき、本プランを更新いたしました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2021年12月23日開催の臨時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しております。2021年10月20日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（http://www.nitchitsu.co.jp/wp-content/files_mf/release20211020.pdf）をご覧ください。

(4) 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは当社株券等に対する20%以上の買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

② 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(イ) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足しております。また、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論や、「コーポレートガバナンス・コード」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

(ロ) 株主意思の重視

本プランは、2021年10月20日開催の取締役会において導入の決議を行った後、2021年12月23日開催の臨時株主総会における株主の皆様のご承認を得て更新されたものであり、株主の皆様のご意思が反映されていること、一定の場合に、本プランの発動の是非について株主の皆様のご意思を確認することとしていること等から、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(ハ) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得 本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役及び社外の有識

者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(二) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(ホ) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと、また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,185,699	流動負債	2,866,902
現金及び預金	4,342,045	支払手形及び買掛金	628,046
受取手形、売掛金及び契約資産	1,928,268	短期借入金	1,224,640
電子記録債権	348,933	未払費用	580,225
商品及び製品	143,929	未払法人税等	33,029
仕掛品	772,892	賞与引当金	83,688
原材料及び貯蔵品	271,900	受注損失引当金	91,954
その他	377,985	事業構造改革引当金	68,351
貸倒引当金	△254	その他	156,967
固定資産	6,800,512	固定負債	1,259,304
有形固定資産	4,667,722	長期借入金	20,000
建物及び構築物	1,563,462	繰延税金負債	194,560
機械装置及び運搬具	703,623	役員退職慰労引当金	22,405
鉱業用地	4,884	役員株式給付引当金	45,088
一般用地	2,297,795	環境安全対策引当金	4,972
建設仮勘定	24,669	退職給付に係る負債	733,681
その他	73,286	資産除去債務	87,310
無形固定資産	103,144	その他	151,287
投資その他の資産	2,029,645	負債合計	4,126,207
投資有価証券	1,320,275	(純資産の部)	
繰延税金資産	10,311	株主資本	10,500,177
その他	700,140	資本金	1,100,000
貸倒引当金	△1,082	資本剰余金	811,257
資産合計	14,986,212	利益剰余金	8,695,846
		自己株式	△106,925
		その他の包括利益累計額	359,826
		その他有価証券評価差額金	271,716
		繰延ヘッジ損益	1,753
		為替換算調整勘定	148,783
		退職給付に係る調整累計額	△62,426
		純資産合計	10,860,004
		負債・純資産合計	14,986,212

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,856,767
売上原価	6,830,697
売上総利益	1,026,069
販売費及び一般管理費	1,083,984
営業損失	57,914
営業外収益	
受取利息配当金	44,724
持分法による投資利益	115,234
その他	56,233
営業外費用	
支払利息	8,759
その他	101,713
経常利益	47,803
特別利益	
固定資産売却益	1,625
受取保険金	198,878
その他	14,552
特別損失	
固定資産処分損	7,754
減損損	720
事業構造改革費用	309,488
その他	4,540
税金等調整前当期純損失	59,644
法人税、住民税及び事業税	42,243
法人税等調整額	61,756
当期純損失	121,400
親会社株主に帰属する当期純損失	121,400

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	1,100,000	811,257	8,850,030	△ 118,446	10,642,841
会計方針の変更による累積的影響額			△ 838		△ 838
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,100,000	811,257	8,849,192	△ 118,446	10,642,003
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 31,945		△ 31,945
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 121,400		△ 121,400
自己株式の取得				△ 114	△ 114
自己株式の処分				11,635	11,635
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 153,346	11,520	△ 141,825
2022年3月31日残高	1,100,000	811,257	8,695,846	△ 106,925	10,500,177

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日残高	298,567	—	75,894	△ 77,169	297,293	10,940,134
会計方針の変更による累積的影響額						△ 838
会計方針の変更を反映した当期首残高	298,567	—	75,894	△ 77,169	297,293	10,939,296
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 31,945
親会社株主に帰属する当期純損失						△ 121,400
自己株式の取得						△ 114
自己株式の処分						11,635
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 26,851	1,753	72,889	14,742	62,533	62,533
連結会計年度中の変動額合計	△ 26,851	1,753	72,889	14,472	62,533	△ 79,291
2022年3月31日残高	271,716	1,753	148,783	△ 62,426	359,826	10,860,004

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,446,119	流動負債	2,757,287
現金及び預金	3,908,230	支払手形	136,855
受取手形	461,637	買掛金	453,777
電子記録債権	333,795	短期借入金	1,224,640
売掛金	1,307,900	未払金	109,480
商品及び製品	130,175	未払費用	557,850
仕掛品	762,944	未払法人税等	20,280
原材料及び貯蔵品	176,205	前受り金	11,523
前払費用	54,716	預り金	12,933
未収入金	291,183	賞与引当金	69,749
その他の金	19,569	受注損失引当金	91,847
貸倒引当金	△ 237	事業構造改革引当金	68,351
固定資産	6,504,984	固定負債	1,136,256
有形固定資産	4,632,074	長期借入金	20,000
建物	1,175,000	繰延税金負債	222,595
構築物	338,689	退職給付引当金	631,179
機械装置	665,325	役員株式給付引当金	45,088
車輛運搬具	22,932	環境安全対策引当金	4,972
工具器具備品	70,374	資産除去債務	61,761
鉱業用地	4,884	受入保証金	110,514
一般用地	2,330,198	その他	40,146
建設仮勘定	24,669	負債合計	3,893,544
無形固定資産	83,447	(純資産の部)	
諸権	2,992	株主資本	9,799,793
ソフトウェア	80,454	資本金	1,100,000
投資その他の資産	1,789,462	資本剰余金	793,273
投資有価証券	1,243,918	資本準備金	793,273
関係会社株式	284,640	利益剰余金	8,013,445
出資金	36	利益準備金	275,000
関係会社出資金	142,242	その他利益剰余金	7,738,445
長期前払費用	42,155	圧縮記帳積立金	1,254,003
その他の金	77,551	特別償却準備金	26,194
貸倒引当金	△ 1,082	別途積立金	6,213,790
資産合計	13,951,103	繰越利益剰余金	244,457
		自己株式	△106,925
		評価・換算差額等	257,765
		その他有価証券評価差額金	256,012
		繰延ヘッジ損益	1,753
		純資産合計	10,057,558
		負債・純資産合計	13,951,103

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,119,559
売上原価		6,358,691
売上総利益		760,867
販売費及び一般管理費		887,356
営業損失		126,488
営業外収益		
受取利息配当金	113,710	
その他	62,905	176,616
営業外費用		
支払利息	8,759	
その他	101,467	110,227
経常損失		60,100
特別利益		
固定資産売却益	1,361	
受取保険金	198,878	
その他	14,552	214,791
特別損失		
固定資産処分損	7,826	
減損損失	720	
事業構造改革費用	309,488	
その他	4,540	322,576
税引前当期純損失		167,884
法人税、住民税及び事業税	20,340	
法人税等調整額	22,892	43,232
当期純損失		211,116

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							利益剰余金 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金						
		資本剰余金 資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
			圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2021年4月1日残高	1,100,000	793,273	275,000	1,263,942	15,166	6,213,790	489,447	8,257,347
会計方針の変更による累積的影響額							△838	△838
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,100,000	793,273	275,000	1,263,942	15,166	6,213,790	488,609	8,256,508
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の積立					16,564		△16,564	—
圧縮記帳積立金の取崩				△9,939			9,939	—
特別償却準備金の取崩					△5,535		5,535	—
剰余金の配当							△31,945	△31,945
当期純損失							△211,116	△211,116
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△9,939	11,028	—	△244,152	△243,062
2022年3月31日残高	1,100,000	793,273	275,000	1,254,003	26,194	6,213,790	244,457	8,013,445

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	△ 118,446	10,032,173	272,584	—	272,584	10,304,757
会計方針の変更による累積的影響額		△ 838				△ 838
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 118,446	10,031,335	272,584	—	272,584	10,303,919
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△ 31,945				△ 31,945
当期純損失		△ 211,116				△ 211,116
自己株式の取得	△ 114	△ 114				△ 114
自己株式の処分	11,635	11,635				11,635
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 16,572	1,753	△ 14,818	△ 14,818
事業年度中の変動額合計	11,520	△ 231,542	△ 16,572	1,753	△ 14,818	△ 246,360
2022年3月31日残高	△ 106,925	9,799,793	256,012	1,753	257,765	10,057,558

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 土居一彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッチツの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッチツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッチツの2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に関する事項及びその他の注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に
関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則
第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の
利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするもの
ではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社ニッチツ 監査等委員会

監査等委員長 川崎 俊之 ㊞

常勤監査等委員 山口 正雄 ㊞

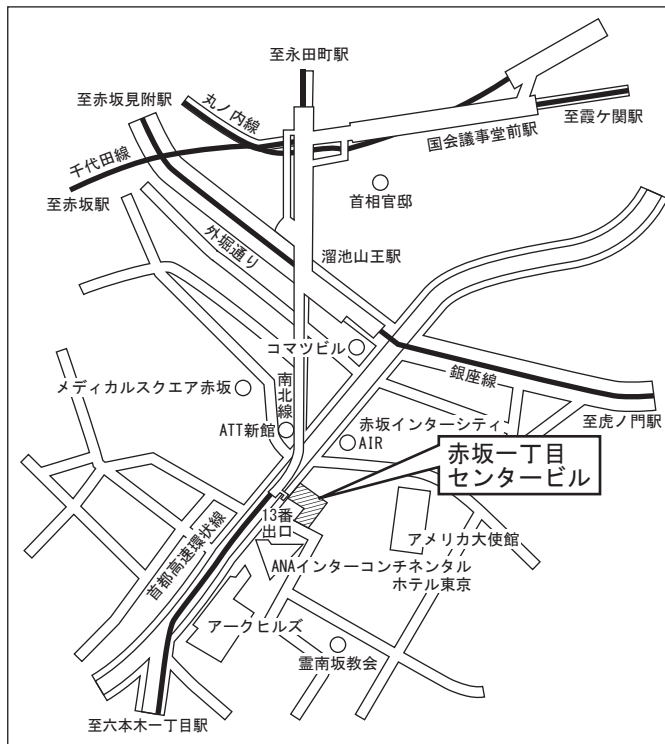
監査等委員 成田 睦夫 ㊞

(注) 監査等委員川崎俊之及び監査等委員成田睦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

(赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室)
東京都港区赤坂一丁目11番30号 電話(03)5561-6200 (代表)



交通

- ◆東京メトロ銀座線・南北線
「溜池山王駅」より徒歩約5分
(13番出口)
- ◆東京メトロ千代田線・丸ノ内線
「国会議事堂前駅」より徒歩約8分
(13番出口)

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。